

# 福島県で“コンベンション” “エクスカーション”を開催 しませんか？

ふくしまならではの四季折々の風情、  
魅力ある食・酒・温泉、恵まれた交通アクセス。  
ふくしまでのコンベンションとエクスカーション開催を  
心よりお待ちしております。

申請受付期間

令和5年4月1日～令和6年2月13日

補助対象 令和5年4月1日～令和6年2月29日に開催されるコンベンション

お得な補助金制度をご活用ください

コンベンション  
補助金

福島県内でコンベンションを開催する場合、  
延べ宿泊者数に応じて予算の範囲内で  
補助金の交付が受けられます。

エクスカーション  
補助金

コンベンション開催期間中に  
エクスカーションを行った場合、  
参加人数に応じて補助金の交付が受けられます。

国内  
コンベンション

【対象要件】

- 延べ宿泊者数が100人泊以上のコンベンション(学会、会議、大会等)  
※浜通り(新地町、相馬市、南相馬市、飯館村、楡葉町、富岡町、川内村、  
大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、広野町、いわき市)開催の場合  
30人泊以上から申請可能です。  
※東北規模以上ではない場合でも、本県の復興支援を目的に開催さ  
れるコンベンションは補助対象とします。
- 会期が1泊2日以上コンベンション。  
※会期が1日のみの場合でも、宿泊を伴いその前後日にエクスカ  
ーションが開催されるコンベンションについては補助対象とします。
- 福島県の産業振興または、学術、芸術、文化の向上に寄与するコンベンション。  
※展示会、スポーツ大会、コンクール、イベント、コンサート又はこれらに準ずるものを除く。

補助上限額

200万円

補助対象及び補助金算出方法は以下のとおりです。

延べ宿泊者数	30～99人	100～199人	200～299人	300～499人	500～999人	1,000～1,499人	1,500人～
補助金額	10万円 ※浜通り開催に限る	15万円	30万円	50万円	100万円	150万円	200万円

国際会議加算

- 【対象要件】
- 日本を含む3カ国以上が参加するコンベンション  
※外国人の方は国外から会議に参加される方を対象とします。
  - 上記「国内コンベンションの対象要件」を満たすもの。

【補助金算出方法】 外国人(国外参加者)数×10,000円(1泊目)  
※2泊以降は5,000円/人を追加。  
ただし、1泊目を含めた全体で20,000円/人を上限とします。

加算上限額

300万円

シャトルバス加算 (浜通り開催に限る)

【対象要件】 開催地が浜通りで、上記対象のコンベンション開催期間中に会場の最寄駅(新幹線もしくは特急停車駅)から会場までの参加者の送迎用として主催者がシャトルバスを手配する場合

【補助金算出方法】 シャトルバス等経費に1/2を乗じて得た額と、シャトルバス等1台当たり50,000円を手配台数に乗じて得た額の、いずれか低い額

## エクスカーショ

コンベンション開催期間中にエクスカーションを行った場合、参加人数に応じて補助金の交付が受けられます。

### 【対象要件】

- 東北規模以上のコンベンション又は東北規模以上ではない場合でも本県の復興支援を目的に県内で開催されるコンベンションの前後に開催されるエクスカーション。
  - 福島県内への施設等への訪問が1ヵ所以上含まれるエクスカーション。
  - 参加者数10人以上のエクスカーション。
- ※本事業において補助対象としているエクスカーションは、コンベンションの主催者が企画し、あらかじめコンベンション参加者に周知され、かつコンベンションの開催に伴い実施される、福島県の文化、社会、自然、歴史に関する観光、視察等となります。

補助対象及び補助金算出方法は以下のとおりです。

参加人数	10～19人	20～29人	30～49人	50～69人	70～99人	100～149人	150～199人	200～249人	250～299人	300人以上
補助金額	3万円	4.5万円	6.5万円	10万円	14万円	20万円	30万円	40万円	50万円	60万円

## 補助の対象となる経費

### ● 使用料

会議室及び備品使用料・借り上げバス経費等

### ● 旅費

講師や司会の旅費等（一般参加者の宿泊費等は除く）

### ● 印刷製本費

配布資料の印刷経費等

### ● 委託費

会場設営費委託経費、催事委託経費等

### ● 報償費

講師や司会の謝金等

### ● 諸経費

感染症対策費、消耗品費、通信費、運搬費等

※支出額が補助金額を上回ること。



## 補助 対象外



- 国や県又は地方公共団体の主催事業。
- 県が別途、補助金や交付金を交付する事業に申請している場合。  
※ただし市町村の助成事業との併用は可能です。
- 興行及び営利を目的とするもの。
- 政治活動又は宗教的活動を目的とするもの。
- その他県が不適当と認めるもの。

詳しくは要綱をご覧ください。

### 申請に必要な 書類



- ① 様式第1号  
(福島県コンベンション等補助金交付申請書)
  - ・別紙1 (事業計画書)
  - ・別紙2 (収支予算書)
- ↓ 上記申請書に添付下さい。
- ② 会議等の要綱・プログラム等
- ③ 主催団体の定款・規約・会則等
- ④ 役員名簿
- ⑤ 振込先口座の通帳の写し  
(表紙と裏表紙)
- ⑥ 債権者登録書

- ★ シャトルバスを申請する場合…
- ⑦ シャトルバス等の運行計画がわかる書類、見積書を添付
- ★ エクスカーションを申請する場合…
- ⑧ エクスカーションの実施計画がわかる書類を添付
- ⑨ その他、必要と認める書類

- ① 申請書類やコンベンション開催中に準備していただく内容及び実施後に提出いただく書類などは右記よりダウンロードし、ご確認ください。
- ② 書類は必ず記入例を参考に記入ください。
- ③ 申請書を郵送する前に内容確認をご希望の方は下記のメールアドレスにご送付ください。



申請に関する詳細と  
必要書類ダウンロード

<https://tif.ne.jp/jp/corporation/news.html?corporation=61>



## ＜お問い合わせ＞

公益財団法人  
福島県観光物産交流協会

〒960-8053 福島県福島市三河南町1番20号 (コラッセふくしま7階)

TEL: 024-525-4024 受付時間 / 8:30～17:30 (土・日曜日・祝日を除く)

FAX: 024-525-4087 / Mail: tif@tif.ne.jp (コンベンション担当宛)

主催：福島県観光交流局 観光交流課 / 福島特定原子力施設地域復興交付金